

# P T A 慶弔に関する内規

---

## 第1条 生徒に関する事項

1. 生徒が死亡した時は、役員・運営委員・該当学級の各常置委員に知らせ、香典（5,000円）と生花を贈る。
2. 生徒が15日以上 of 病氣療養の場合、お見舞いをする。（3,000円）

## 第2条 会員に関する事項

1. 会員が死亡した時は、役員・運営委員・該当学年の各常置委員に知らせ、香典（10,000円）と生花を贈る。
2. 会員が災害に遭った時は、役員・運営委員・該当学年の各常置委員に知らせ、お見舞いをする。（3,000円）

※災害の種類・程度については、別に協議決定する。

## 第3条 教職員に関する事項

1. 教職員が死亡した時は、会員に知らせ、香典（10,000円）と生花を供する。
2. 教職員の配偶者及び父母・子供（同居の義父母の場合も同じ）が死亡した時は、香典（5,000円）と生花を供する。
3. 教職員の結婚に対してはお祝いを贈る。（5,000円）
4. 教職員が15日以上 of 病氣療養の時、お見舞いをする。（3,000円）

## 第4条 役員及び運営委員に関する事項

1. 役員及び運営委員が15日以上 of 病氣療養の時、お見舞いをする。（3,000円）

## 第5条 その他

1. この内規の運用について、特別な場合は役員が協議の上、運営委員会の承認を得て、別途の取り扱いをする事ができる。
2. この内規は、運営委員会において3分の2以上の賛成によって改正することができる。
3. この『慶弔に関する内規』は、1985年4月1日から実施する。
4. 1989年2月22日 一部改正施行。
5. 1991年3月 5日 一部改正施行。
6. 1998年1月 9日 一部改正施行。
7. 2003年4月24日 一部改正施行。
8. 2007年4月 1日 一部改正施行。